

水道法のうち専用水道に関する事務の権限移譲等（令和５年４月１日以降）

◎移譲対象事務

名 称	内容・説明	根拠条文
①専用水道の布設工事の設計の確認	布設をしようとする者が工事着手前に提出する申請に対する確認	水道法（昭和３２年法律第１７７号。以下、単に「法」という。）第３２条
②住所等の変更の届出受理	設置者が確認申請書記載内容に変更があった場合の届出の受理	法第３３条第３項
③設計の確認等の通知	確認申請が施設基準に適合することを確認した場合の申請者に対する通知及び適合しない場合の理由を附した通知	法第３３条第５項
④給水開始前の届出の受理等	設置した水道施設を使用して給水開始する場合の届出の受理等	法第１３条第１項
⑤業務委託等の届出受理	設置者が業務委託した場合の届出の受理	法第２４条の３第２項
⑥設置者に関する改善指示等	施設基準に適合等しなくなった専用水道の設置者に期間を定めた当該施設の改善の指示 水道技術管理者がその職務を怠った場合に水道技術管理者の変更の勧告	法第３６条第１項及び第２項
⑦給水の停止命令	設置者が改善指示や勧告に従わない場合の給水停止の命令	法第３７条
⑧報告の徴収等	設置者からの工事の施工状況や専用水道の管理についての報告の徴収及び帳簿等書類等の検査の実施	法第３９条第２項
⑨水道技術管理者の設置の届出等の受理	水道技術管理者を設置又は変更したときの届出の受理	昭和３５年秋田県規則第３０号（以下「細則」という。）第１４条（※注１）
⑩水質検査の実施の届出の受理	法第２０条第１項の規定に基づき実施する水質検査実施の届出の受理	細則第１５条（※注１）
⑪専用水道の設置の届出の受理	専用水道設置届出の受理	細則第２０条（※注１）
⑫専用水道の廃止等の届出の受理	専用水道を廃止等届出の受理	細則第２２条（※注１）

※注１）県内各市においては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成２３年法律第１０５号。以下、「一括法」という。）が、平成２５年４月１日に施行されたことに伴い、県内各市が制定する規則などが適用になっています。

◎これまでの移譲済み市町村の実施年度及び担当課名

年 度	市 町 村	担 当 課（電話番号）
H 1 7	能 代 市	水道課(0185-52-5221)
H 1 8	北秋田市	水道課(0186-62-1134)
H 1 8	羽 後 町	上下水道課(0183-62-2111)
H 2 0	大 館 市	水道課(0186-43-7090)
H 2 0	五城目町	建設課(018-852-5133)
H 2 0	大 仙 市	水道課(0187-63-1111)
H 2 3	小 坂 町	建設課(0186-29-3911)
H 2 3	八 峰 町	建設課(0185-76-4610)
H 2 3	潟 上 市	上下水道課(018-853-5338)
H 2 3	大 潟 村	生活環境課(0185-45-2115)
H 2 3	仙 北 市	市民生活課(0187-43-3308)
H 2 3	美 郷 町	建設課(0187-84-4910)
H 2 3	湯 沢 市	上下水道課(0183-55-8215)
H 2 3	東成瀬村	環境課(0182-47-3407)
H 2 4	上小阿仁村	建設課(0186-77-2224)
H 2 4	三 種 町	上下水道課(0185-83-2113)
H 2 4	由利本荘市	建設管理課(0184-24-6340)
H 2 4	男 鹿 市	生活環境課(0185-24-9114)
H 2 5	鹿 角 市	上下水道課(0186-30-0270)
H 2 5	にかほ市	生活環境課(0184-32-3033)
H 2 5	横 手 市	経営管理課(0182-35-2251)
R 4	八郎潟町	建設水道課(018-875-5811)
R 5	井 川 町	産業課(018-874-4421)

※注2）担当課は令和5年4月1日現在のものです。

（参考）

○水道法関係条文

移譲対象事務

①「専用水道の布設工事の設計の確認」関係（水道法）

（確認）

第三十二条 専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合するものであることについて、都道府県知事の確認を受けなければならない。

②「住所等の変更の届出受理」及び③「設計の確認等の通知」関係（水道法）

（確認の申請）

第三十三条 前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 二 水道事務所の所在地
- 3 専用水道の設置者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第一項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 一日最大給水量及び一日平均給水量
 - 二 水源の種別及び取水地点
 - 三 水源の水量の概算及び水質試験の結果
 - 四 水道施設の概要
 - 五 水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造
 - 六 浄水方法
 - 七 工事の着手及び完了の予定年月日
 - 八 その他厚生労働省令で定める事項
- 5 都道府県知事は、第一項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき、又は申請書の添附書類によつては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を附して、申請者にその旨を通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、第一項の申請を受理した日から起算して三十日以内に、書面をもつてしなければならない。

④「給水開始前の届出の受理等」関係（水道法）

（給水開始前の届出及び検査）

第十三条 水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出で、かつ、厚生労働省令の定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなければならない。

2 水道事業者は、前項の規定による水質検査及び施設検査を行つたときは、これに関する記録を作成し、その検査を行つた日から起算して五年間、これを保存しなければならない

⑤「業務委託等の届出受理」関係（水道法）

（業務の委託）

第二十四条の三 水道事業者は、政令で定めるところにより、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託することができる。

2 水道事業者は、前項の規定により業務を委託したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失つたときも、同様とする。

3 第一項の規定により業務の委託を受ける者（以下「水道管理業務受託者」という。）は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、受託水道業務技術管理者一人を置かなければならない。

4 受託水道業務技術管理者は、第一項の規定により委託された業務の範囲内において第十九条第二項各号に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

5 受託水道業務技術管理者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

6 第一項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合においては、当該委託された業務の範囲内において、水道管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして、第十三条第一項（水質検査及び施設検査の実施に係る部分に限る。）及び第二項、第十七条、第二十条から第二十二条まで、第二十三条第一項、第三十六条第二項並びに第三十九条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、当該委託された業務の範囲内において、水道事業者及び水道技術管理者については、これらの規定は、適用しない。

7 第一項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合においては、当該委託された業務の範囲内において、水道技術管理者については第十九条第二項の規定は適用せず、受託水道業務技術管理者が同項各号に掲げる事項に関するすべての事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督する場合においては、水道事業者については、同条第一項の規定は、適用しない。

⑥「設置者に関する改善指示等」関係（水道法）

（改善の指示等）

第三十六条 厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、当該水道施設が第五条の規定による施設基準に適合しなくなつたと認め、かつ、国民の健康を守るため緊急に必要があると認めるときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を指示することができる。

2 厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、水道技術管理者がその職務を怠り、警告を発したにもかかわらずなお継続して職務を怠つたときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第三十四条の二第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。

⑦「給水の停止命令」関係（水道法）

（給水停止命令）

第三十七条 厚生労働大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第一項又は第三項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第二項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。

⑧「報告の徴収等」関係（水道法）

（報告の徴収及び立入検査）

第三十九条 厚生労働大臣は、水道（水道事業及び水道用水供給事業の用に供するものに限る。以下この項において同じ。）の布設若しくは管理又は水道事業若しくは水道用水供給事業の適正を確保するために必要があると認めるときは、水道事業者若しくは水道用水供給事業者から工事の施行状況若しくは事業の実施状況について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び次条第八項において同じ。）を検査させることができる。

2 都道府県知事は、水道（水道事業及び水道用水供給事業の用に供するものを除く。以下この項において同じ。）の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、専用水道の設置者から工事の施行状況若しくは専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

4 前三項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項、第二項又は第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

⑨「水道技術管理者の設置の届出等の受理」関係（細則）

（水道技術管理者の設置の届出等）

第十四条 水道事業者又は専用水道設置者は、法第十九条第一項（法第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定により水道技術管理者を設置し、又は当該水道技術管理者を変更したときは、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書を知事に提出しなければならない。

⑩「水質検査の実施の届出の受理」関係（細則）

（水質検査の実施の届出）

第十五条 水道事業者又は専用水道設置者は、毎事業年度経過後一月以内に、その事業年度において、法第二十条第一項（法第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定により実施した水質検査について、届出者の氏名及び住所（法人又は組合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載した別に定める様式による届出書に当該水質検査の結果書の写しを添えて、これを知事に提出しなければならない。

⑪「専用水道の設置の届出の受理」関係（細則）

（専用水道の設置の届出）

第二十条 法第三十二条の規定の適用を受けることなく布設された道が専用水道に該当することとなったときは、当該水道の設置者は、速やかに届出者の氏名及び住所（法人又は組合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載した別に定める様式による届出書を知事に提出しなければならない。

⑫「専用水道の廃止等の届出の受理」関係（細則）

（専用水道の廃止等の届出）

第二十二条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止したとき又は当該水道が専用水道に該当しなくなったときは、速やかに次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書を知事に提出しなければならない。